綾瀬市延長保育事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、児童の保育対策の推進強化を図るため、延長保育事業を実施する児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３５条第４項の規定による認可を受けた法第３９条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第１７条第１項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園及び法第３４条の１５第２項の規定による認可を受けた法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業を行う事業所（以下「保育所」という。）に対し補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和５１年綾瀬町規則第１５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育対象児童　保護者の就労形態や通勤時間等やむを得ない事情のため、保育必要量の認定時間（以下「保育認定時間」という。）以上の保育が必要であると認めた児童で、綾瀬市保育の実施等に関する規則（平成２７年綾瀬市規則第２号）第３条第２項の規定により入所の承諾を受けたものをいう。

(2) 延長保育　前号に規定する保育対象児童を保育認定時間の前後において、更に３０分以上の延長保育を実施することをいう。

（補助対象事業）

第３条　補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、延長保育事業の実施について（令和６年４月１日付けこ成保第２２５号）の別紙延長保育事業実施要綱３及び４に規定する事業とする。

（補助額）

第４条　補助金の額は、次に掲げる額のいずれか低い額とする。

(1) 別表の基準により算出した補助基準額と補助事業に要した経費の実支出額

(2) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

（申請方法及び期限）

第５条　補助金の交付申請は、綾瀬市延長保育事業補助金交付申請書（第１号様式）により、補助事業を実施する年度の１０月５日までに行わなければならない。

（交付決定）

第６条　市長は、前条の交付申請があったときは内容を審査し、開所時間延長保育及び延長保育を実施する保育所等として適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

（決定の通知）

第７条　規則第７条の規定による通知は、綾瀬市延長保育事業補助金（変更）交付決定通知書（第２号様式）によるものとする。

（申請の取下げ）

第８条　規則第８条第１項に定める市長の定める期日は、交付決定を受けた日から起算して１０日を経過した日とする。

（変更等の承認）

第９条　規則第６条第１号及び第２号の承認を受けようとする場合は、綾瀬市延長保育事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第３号様式）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載し、関係書類を添付し市長に提出するものとする。

（事業実施状況報告）

第１０条　補助事業を実施する保育所等は、綾瀬市延長保育事業補助金実施状況報告書（第４号様式）により毎月５日までに前月の事業の実施状況を市長に報告するものとする。

（補助金の交付）

第１１条　補助金は、年額を交付決定した後、２分の１相当額を交付し、残額は前条の報告に基づき所要額を交付する。

（実績報告）

第１２条　規則第１２条第１項に定める実績報告は、綾瀬市延長保育事業補助金実績報告書（第５号様式）により行うものとし、同条に定める市長の定める期日は、当該会計年度終了後の４月末日とする。

（書類の整備等）

第１３条　補助金の交付を受けた保育所等は、補助事業に係る収入及び支出の経理状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、それらに関する証拠書類を整備し保存するものとする。

２　前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年から起算して５年間保存するものとする。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、平成２８年１月５日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

（補助金交付申請期限の経過措置）

２　第５条の規定中「１０月５日」とあるのは、平成２７年度の補助金交付申請については、「１月１４日」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則

（施行期日等）

この要綱は、令和２年６月３０日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、令和３年５月２６日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則

この要綱は、令和４年６月１０日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年８月７日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年８月２６日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年９月４日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表（第４条関係）

<table>
<tr><th>補助事業名</th><th>補助基準額</th></tr>
<tr><td>延長保育事業</td><td>
1　保育短時間認定（(1)及び(2)については、在籍児童１人当たり年額、(3)については1事業あたり年額）

(1) 保育所及び認定こども園
<table>
<tr><th>延長時間区分</th><th>年額</th><th>平均対象児童数</th></tr>
<tr><td>１時間</td><td>２３，３００円</td><td rowspan="3">１人以上</td></tr>
<tr><td>２時間</td><td>４６，６００円</td></tr>
<tr><td>３時間</td><td>６９，９００円</td></tr>
</table>
(2) 小規模保育事業
<table>
<tr><th rowspan="2">延長時間区分</th><th colspan="2">年額</th><th rowspan="2">平均対象児童数</th></tr>
<tr><th>A型・B型</th><th>C型</th></tr>
<tr><td>１時間</td><td>１５，４００円</td><td>１９，５００円</td><td rowspan="3">１人以上</td></tr>
<tr><td>２時間</td><td>３０，８００円</td><td>３９，０００円</td></tr>
<tr><td>３時間</td><td>４６，２００円</td><td>５８，５００円</td></tr>
</table>
(3) 障害児保育加算(平均対象児童が１人以上の施設)
<table>
<tr><th>延長時間区分</th><th>年額</th><th>平均対象児童数</th></tr>
<tr><td>３０分</td><td>１５０，０００円</td><td rowspan="3">１人以上</td></tr>
<tr><td>１時間</td><td>３００，０００円</td></tr>
<tr><td>２～３時間</td><td>７５０，０００円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

２　保育標準時間認定（１事業当たり年額）

(1) 保育所及び認定こども園

延長時間区分	年額	平均対象児童数
３０分	６００，０００円	１人以上
１時間	１，９０９，０００円	３人以上
２～３時間	２，９９５，０００円	３人以上
４～５時間	６，２８０，０００円	
６時間以上	７，４０１，０００円	

(2) 小規模保育事業

	延長時間区分	年額			平均対象児童数
		A型	B型	C型	
自園調理等	３０分	６００，０００円	６００，０００円	６００，０００円	１人以上
	１時間	１，５５６，０００円	１，５５６，０００円	１，５５６，０００円	６人以上
	２～３時間	１，９１６，０００円	１，９１６，０００円	１，９１６，０００円	３人以上
	４～５時間	４，９０６，０００円	４，９０６，０００円	４，８８８，０００円	
	６時間以上	５，６９１，０００円	５，６９１，０００円	５，６７３，０００円	
その他	３０分	６００，０００円	６００，０００円	６００，０００円	１人以上
	１時間	１，５１０，０００円	１，５１０，０００円	１，５１０，０００円	６人以上
	２～３時間	１，７６１，０００円	１，７６１，０００円	１，７６１，０００円	３人以上

	４～５時間	３，９９６，０００円	３，９９６，０００円	３，９７８，０００円	
	６時間以上	４，４４６，０００円	４，４４６，０００円	４，４２８，０００円	

(3) 配置基準改善加算

延長時間区分	年額	平均対象児童数
３０分	１５０，０００円	２１人以上
１時間	３００，０００円	
２～３時間	７５０，０００円	
４～５時間	１，３５０，０００円	
６時間以上	１，９５０，０００円	

ただし、１及び２ともに事業期間が６か月未満の施設にあっては、該当する人（１事業）当たり年額に２分の１を乗じて得た額を基準額とする。

(4) 障害児保育加算

延長時間区分	年額	平均対象児童数
３０分	１５０，０００円	１人以上
１時間	３００，０００円	
２～３時間	７５０，０００円	
４～５時間	１，３５０，０００円	
６時間以上	１，９５０，０００円	

第１号様式（第５条関係）

綾瀬市延長保育事業補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者　所　在　地
名　　称
代表者氏名

年度延長保育事業について綾瀬市延長保育事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　補助事業の着手及び完了の予定期日

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

２　交付申請額　　円

３　認定区分及び対象児童数

開設時間		認定区分	４月初日現在対象予定児童数						
開所	閉所		０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳以上児	計
		標　準	人	人	人	人	人	人	人
		短時間							
		短時間在　籍児童数							

４　添付書類

(1) 延長保育事業補助金所要額調書（別紙１）

(2) 延長保育事業補助金所要額内訳書・実績内訳書（別紙２）

(3) 延長保育児童名簿（別紙４）

第２号様式（第７条関係）

綾瀬市延長保育事業補助金（変更）交付決定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長　　印

　　年　　月　　日付けで申請があった　　年度綾瀬市延長保育事業補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第５条（第９条）の規定により、次のとおり決定しました。

１　補助金額　　円

　　既交付決定額　　円（　　年　　月　　日決定）

　　今回変更（増減）額　　円

２　補助条件

第３号様式（第９条関係）

綾瀬市延長保育事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者　所　在　地
名　　称
代表者氏名

　　年　　月　　日付けで決定を受けた　　年度綾瀬市延長保育事業補助金に係る補助事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請します。

１　変更の内容

区　　分	変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後
延長保育事業	円	円

２　変更（中止・廃止）の理由

３　添付書類

(1)　延長保育事業補助金所要額調書（別紙１）

(2)　延長保育事業補助金所要額内訳書・実績内訳書（別紙２）

第４号様式（第１０条関係）

綾瀬市延長保育事業補助金実施状況報告書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

補助事業者　所　在　地
名　　称
代表者氏名

　　年度綾瀬市延長保育事業補助金に係る補助事業の　　月分実施状況を次のとおり報告します。

認定区分	月初日現在対象児童数						
	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳以上児	計
標　準	人	人	人	人	人	人	人
短時間	人	人	人	人	人	人	人

添付書類　１　延長保育実施状況報告日計表（別紙３）
　　２　延長保育児童名簿（別紙４）

第５号様式（第１２条関係）

綾瀬市延長保育事業補助金実績報告書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

報告者　所　在　地
名　　称
代表者氏名

　　年　　月　　日付けで決定を受けた　　年度綾瀬市延長保育事業補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

区　　分	補助金所要額	補助金交付決定額	補助金受入済額
延長保育事業	円	円	円

１　添付書類

(1)　延長保育事業補助金所要額調書（別紙１）

(2)　延長保育事業補助金所要額内訳書・実績内訳書（別紙２）

別紙１

年 度 延 長 保 育 事 業 補 助 金 所 要 額 調 書

施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

区　　分	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差 引 額 （A－B） C	対象経費の支出額 D	基 準 額 E E	選　定　額 （C、D、Eを比較して最も少ない額） F	補助所要額 G
延長保育事業	円	円	円	円	円	円	円

（注）１　A欄は、延長保育に係る総事業費を記入してください。

２　B欄の寄付金その他の収入額欄には、保育所で徴収した延長保育料を含んだ額を記入してください。

３　D欄は、延長保育に係る経費を記入してください。

４　E欄は、別紙２の④の合計額を記入してください。

別紙２

令和８年度延長保育事業補助金所要額内訳書・実績内訳書

施設名

区分	事業開始年月日	開所時間	平均対象（利用）児童数①													配置基準改善加算額②	障害児保育加算額③	基準額④
			認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
延長保育事業	年　月　日	時　分 ～ 時　分	標準	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円	円	円
			障害児																
			短時間　前																
			後																
			障害児　前																
			後																
			短時間在籍児童数																
																合計		

（注）１　①欄には、当該補助事業に該当する平均対象（利用）児童数を記入してください。

２　②欄には、平均対象児童数が２１人以上となる施設の延長時間により区分される金額を記入してください。

３　③欄には、平均対象児童数が1人以上となる施設の延長時間により区分される金額を記入してください。

４　④欄には、「延長保育を利用するすべての対象児童により区分される額（上限額）」を記入してください。

別紙３

【　標準　・　短時間】

延長保育実施状況報告日計表（　　月分）

施設名

日（　）	延長保育対象登録人数	利用人数	障害児（内数）	日（　）	延長保育対象登録人数	利用人数	障害児（内数）
１（　）	人	人	人	１７（　）	人	人	人
２（　）	人	人	人	１８（　）	人	人	人
３（　）	人	人	人	１９（　）	人	人	人
４（　）	人	人	人	２０（　）	人	人	人
５（　）	人	人	人	２１（　）	人	人	人
６（　）	人	人	人	２２（　）	人	人	人
７（　）	人	人	人	２３（　）	人	人	人
８（　）	人	人	人	２４（　）	人	人	人
９（　）	人	人	人	２５（　）	人	人	人
１０（　）	人	人	人	２６（　）	人	人	人
１１（　）	人	人	人	２７（　）	人	人	人
１２（　）	人	人	人	２８（　）	人	人	人
１３（　）	人	人	人	２９（　）	人	人	人
１４（　）	人	人	人	３０（　）	人	人	人
１５（　）	人	人	人	３１（　）	人	人	人
１６（　）	人	人	人				

当月分の延長保育料徴収額　　円　当月分までの累計　　円

別紙４

延長保育児童名簿

施設名

児童名	クラス 年齢	認定区分	障害児 該当	延長保育料 （月額）	登録 年月日	解除 年月日	延長保育の 理由
		標・短	有・無	円	・　・	・　・	
		標・短	有・無	円	・　・	・　・	
		標・短	有・無	円	・　・	・　・	
		標・短	有・無	円	・　・	・　・	
		標・短	有・無	円	・　・	・　・	
		標・短	有・無	円	・　・	・　・	
		標・短	有・無	円	・　・	・　・	
		標・短	有・無	円	・　・	・　・	
		標・短	有・無	円	・　・	・　・	
		標・短	有・無	円	・　・	・　・	
		標・短	有・無	円	・　・	・　・	
		標・短	有・無	円	・　・	・　・	